

労働者保護ルールの見直しに関する意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、政府内に設置された一部の会議体では、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの見直しなどの議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」を推し進める労働者を保護するルールの審議が求められる。また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであると考えます。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、次の事項を強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道を閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や、解雇しやすい正社員を増やす心配のある「限定正社員制度」の普及、長時間労働を誘発する恐れのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入などは、労働者の意向を踏まえ、慎重な審議を尽くすこと。
 - 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向け法改正を行うこと。
 - 3 雇用・労働政策に関わる議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月27日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

様